

医療・福祉版応援金 FAQ

目次

1. 医療・福祉版応援金について	4
Q.1 医療・福祉版応援金の目的は。.....	4
Q.2 応援金の支給額は。.....	4
Q.3 支給された応援金の用途制限は。.....	5
2. 応援金の支給対象施設について	6
Q.4 応援金の支給対象施設は。.....	6
Q.5 休止中の事業所は、運営中の施設に含まれるか。.....	6
Q.6 令和3年4月から8月の期間の運営実績があり、その後休止期間を経て令和4年6月から再開した場合、対象となるか。.....	6
Q.7 店舗や施設は愛媛県内にあるものの、本社が愛媛県内でない場合、申請できるか。.....	6
Q.8 歯科診療所は支給対象か。.....	6
Q.9 本体施設と同一敷地内にある独立したグループホームについて、地域小規模児童養護施設に準じて応援金の対象となるか。.....	7
Q.10 介護予防サービスは1つのサービスとして受給できるか。.....	7
Q.11 2の表中の施設と類似の施設を運営しているが、対象となるか。.....	7
Q.12 指定管理者の管理する施設や福祉施設事務組合が設置した施設は応援金支給の対象となるか。.....	7
Q.13 現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。.....	7
3. 応援金の申請について	7
Q.14 申請の受付期間はいつまでか。また、応援金の支給はいつか。.....	7
Q.15 申請書類は何が必要か。.....	8
Q.16 申請書類はどこで入手できるのか。.....	8
Q.17 複数の施設を運営している場合、施設ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか。.....	8
Q.18 複数の施設を運営している場合、施設単位で支給を受けられるのか、運営する施設の中から1つ支給対象施設を選択し、その分しか受給できないのか。... 8	8
Q.19 同じ建物内で、複数の施設を運営している場合はどうか。施設単位で支給を受けられるのか。.....	8
Q.20 同じ建物内で、複数の施設を運営している場合、施設ごとの運営費をどうやって計算すればよいか。.....	9
Q.21 物価高騰等の対策のために、設備投資を行ったが、資材費にそれを含んで計算しても良いか。.....	9

Q.22	運営費とは。計上してはいけない費用は何か。.....	9
Q.23	運営開始が令和3年5月からで、「令和4年4月から8月までの光熱水費、燃料費、資材費、食材代等の運営経費の実績と前年同期間の実績」の比較ができない場合支給対象外か。.....	10
Q.24	月の途中から運営を開始した場合、その月の運営費はどのように算出すればよいか。.....	11
Q.24-1	物価高騰により増加している経費がある一方で、昨年度より利用者が減少したため食材費や資材費が大きく減少し、結果として運営費総額では前年度比減となり支給の対象とならない。利用者の減少分は考慮されないのか。...	12
Q.25	運営経費の比較方法が分かりづらいため直接相談したい。.....	12
Q.26	メール申請の際の宛先とする「責任者」、「担当者」とは誰か。.....	13
Q.27	メール申請の際、責任者の個人アドレスではなく、施設（会社）の共用アドレス又は代表アドレスのみをCc（又はTo）に指定して送信してもよいか。.....	13
Q.28	メール申請にあたり、個人事業主のため責任者と業務担当者が同一となっているが、申請書に記載するアドレスは1つでよいか。また、その場合送信先はどうすればよいか。.....	13
4. 申請書類について.....		13
Q.29	運営費増加額の実績比較のための証拠書類を提出する必要があるか。...	13
Q.30	インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。.....	13
Q.31	郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを提出してもよいか。.....	13
Q.32	申請後、一部施設の記載漏れや表記誤りなどの申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。.....	14
5. その他.....		14
Q.33	医療・福祉版応援金全般に係る問い合わせ先は。.....	14
Q.34	申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。.....	14
Q.35	申請書類の提出先は県で良いか。.....	14
Q.36	申請書類は持参により提出できるか。.....	14
Q.37	同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町等）から受けている、又は受ける予定があるが、この応援金を受給することはできるか。.....	15
Q.38	本応援金の税金上の取り扱いは。課税対象となるか。.....	15
Q.39	応援金の申請について、電話がかかってくることはあるのか。.....	15

1. 医療・福祉版応援金について

Q.1 医療・福祉版応援金の目的は。

長期化するコロナ禍において、医療、福祉施設には大きな負荷がかかっていることに加え、原油価格・物価の高騰により施設運営は更に厳しさを増している中においても、サービスを維持しながら懸命に運営を続けている医療施設、児童福祉施設、障がい福祉施設、高齢者福祉施設及び救護施設を対象として、緊急的に医療・福祉版応援金を支給するものです。

Q.2 応援金の支給額は。

施設の種類によって支給額が異なります。

各施設における物価高騰による運営費増加額（令和4年4月～令和4年8月の実績と前年同期間の実績を比較）が、下表の各施設が該当する支給対象施設・サービス種別の支給単価以上である場合は支給単価を支給し、支給単価未満の場合は、運営費増加額（1万円未満切捨て）を支給します。

* 応援金の申請は1施設1回限りです。

単位：千円

種別	施設区分（支給対象施設・サービス種別）	支給単価
医療施設等	病院（保険医療機関に限る。） （定額 + 病床数による加算）	800 10/床
	有床診療所（保険医療機関に限る。）	800
	無床診療所（保険医療機関に限る。）	270
	訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。）、助産所	90
	その他 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師が開設している施術所に限る。出張専門を含む。）	30
	薬局（保険薬局に限る。）	30
児童福祉施設等	〔入所系〕 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設	240
	〔通所系〕 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設（幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を除く）、児童厚生施設、放課後児童クラブ （以下は通所系に準じる。） 地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム	130
	〔その他〕 居宅訪問型保育事業、里親（委託を受けている世帯に限る。）	60

障がい福祉施設・事業所等 ※ 基準該当、共生型障害福祉サービス事業所を含む。	〔入所系〕 施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、短期入所	240
	〔通所系〕 療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス	130
	〔その他〕 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談	60
高齢者福祉施設・事業所等 ※ 医療機関のみなし指定を除く。	〔入所系〕 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所生活（療養）介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	240
	〔通所系〕 通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護	130
	〔その他〕 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、福祉用具貸与	60
救護施設	〔入所系〕 救護施設	240

(注) 法令等に基づき、国、県又は市町が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限り。

Q. 3 支給された応援金の用途制限は。

応援金は、Q 2 のとおり、物価高騰による運営費の増加額に応じて支給するものであり、各施設・事業所の運営にあたり、自由にご活用ください。なお、実績の報告等も不要です。

2. 応援金の支給対象施設について

Q.4 応援金の支給対象施設は。

- ・所在地が愛媛県内であり、令和4年7月31日以前に運営を開始し、令和4年9月20日時点で運営中の施設（*1）であること。
- ・物価高騰に係る光熱水費、燃料費、食材費、資材費等の運営費増加額が1万円以上となる施設

*1 施設の種類については、Q2の表を参照のこと

【対象外】

次のいずれかに該当する者が設置する施設は対象外

- ・県又は市町
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ・県税に未納がある者
- ・上記のほか、本応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めたもの

Q.5 休止中の事業所は、運営中の施設に含まれるか。

令和4年9月20日時点で休止中の施設は対象となりません。

Q.6 令和3年4月から8月の期間の運営実績があり、その後休止期間を経て令和4年6月から再開した場合、対象となるか。

令和4年9月20日時点で運営した月の運営費の合計と、前年同期間の実績を比較して、運営経費増加額が1万円以上となる施設は対象となります。

Q.7 店舗や施設は愛媛県内にあるものの、本社が愛媛県内でない場合、申請できるか。

本社が愛媛県外であっても、愛媛県内を所在地とする施設が存在する場合、当該施設分については支給対象となります。ただし、県外に所在する施設分については、本応援金の対象外であり、申請いただけません。

Q.8 歯科診療所は支給対象か。

対象となります。

Q.9 本体施設と同一敷地内にある独立したグループホームについて、地域小規模児童養護施設に準じて応援金の対象となるか。

地域小規模児童養護施設の指定を受けている分園型のグループホームのみを対象としております。

ただし、増加額の算定に当たっては、同一敷地内にある独立したグループホームに係る費用も本体施設の費用と合わせて算定して差し支えありません。

Q.10 介護予防サービスは1つのサービスとして受給できるか。

介護予防サービスは、本体サービスに含んでおり、重ねての受給はできません。

【例】訪問介護と、総合事業の訪問型サービスを提供している場合、「訪問介護として1つ」受給できます。

Q.11 2の表中の施設と類似の施設を運営しているが、対象となるか。

応援金の対象となる施設は診療報酬や介護報酬など、法令等で定められた単価（以下、「公定価格」という。）を主な収入源としている施設であり、物価高騰の影響による運営経費を利用者へ価格転嫁することが困難であることから、緊急的に支援するものであり、この表にない施設は対象ではありません。

Q.12 指定管理者の管理する施設や福祉施設事務組合が設置した施設は応援金支給の対象となるか。

対象外です。地方自治体が設置した施設については、本応援金支給の対象にはなりません。

Q.13 現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。

Q.4の支給対象施設の条件を満たしている場合は、申請いただけます。

3. 応援金の申請について

Q.14 申請の受付期間はいつまでか。また、応援金の支給はいつか。

申請受付期間は、令和4年9月20日（火）～令和4年10月11日（火）としています。

応援金の支給は、審査を終えたものから10月上旬以降順次行い、11月中旬には完了することを予定しています。ただし、申請書に不備があり修正に時間を要した場合は、遅れる可能性があります。

Q.15 申請書類は何が必要か。

以下の2種類の書類をご準備ください。

- ① 医療・福祉版応援金申請書（支給要綱様式第1号）
- ② 振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し

※預金通帳等の写し：通帳の表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分）の写し

※電子メールでの提出の場合は、写真データによる提出可。

Q.16 申請書類はどこで入手できるのか。

県ホームページで公開しています。ホームページよりダウンロードしてください。

ホーム> 県政情報> 県概要> 組織案内> 愛媛県の組織と主な仕事>

保健福祉課> 医療・福祉版応援金について

Q.17 複数の施設を運営している場合、施設ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか。

法人が運営する施設をとりまとめて1回で申請してください。

支給申請書は、法人単位での申請が可能のように、1枚に運営する施設を複数記入することができるようにしています。

なお、1法人が異なる種別の施設を運営している場合は、施設種別ごとに申請書を作成いただく必要があります。（（例）1法人で有床診療所、高齢者福祉施設、障がい福祉施設を運営している場合、申請書は3種類作成してください。）

Q.18 複数の施設を運営している場合、施設単位で支給を受けられるのか、運営する施設の中から1つ支給対象施設を選択し、その分しか支給できないのか。

施設単位の支給になります。

例えば、A法人が病院と訪問看護ステーションを運営している場合、病院と訪問看護ステーションどちらの支給も受けられます。

Q.19 同じ建物内で、複数の施設を運営している場合はどうか。施設単位で支給を受けられるのか。

Q.2の表に掲げる施設に該当していれば、施設単位で支給を受けることができます。

なお、以下に該当する場合は、応援金の額は1施設分の支給額となりますので、注意してください。（2施設分の申請は不可）

・医療施設等の「施術所」について、同じ住所地（建物内）において、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師としての施術所と柔道整復師としての施術所を併設している場合

Q.20 同じ建物内で、複数の施設を運営している場合、施設ごとの運営費をどうやって計算すればよいか。

面積や稼働日数、利用人数等で按分するなど、実情に応じた合理的な方法で按分し、それぞれの施設の運営費を算定してください。按分方法に具体的な定めはありませんので、各施設の判断で行ってください。なお、後で説明を求めることがありますので、計算メモは保管しておいてください。

Q.21 物価高騰等の対策のために、設備投資を行ったが、資材費にそれを含んで計算しても良いか。

今回の応援金は、物価高騰により厳しさを増す運営費への応援金であり、設備投資に対する補助ではないため、運営費の算定には含めないでください。

Q.22 運営費とは。計上してはいけない費用は何か。

運営費とは、光熱水費、燃料費、食材費、資材費等です。人件費、機器・備品購入費、施設整備費を除く物価高騰の影響を受ける全ての経費が対象となります。

【対象外となる経費の例】

- ・人件費（給料、手当、社会保険料、福利厚生費等）
- ・機器・備品購入費（医療機器、介護ベッド、高額事務用機器等）
※会計上資産に区分するもの
- ・施設整備費（施設増築工事、施設大規模修繕工事、空調・電気設備等大規模改修等）※会計上資産に区分するもの
- ・リース料のうち会計上資産に区分するもの
- ・利息の支払
- ・税の支払（ただし、消費税込みで運営費を算定することはできる。）

- ③ 上記①②いずれも増加額が該当する支給対象施設の支給単価を下回る場合は、その増加額（1万円未満切捨て）を応援金として支給する。

《例》有床診療所、令和4年4月1日運営開始

【R4.4～8の実績額】(単位:円)

300,182	304,878	447,258	452,222	476,843
4月	5月	6月	7月	8月

運営開始

(5月) $304,878 - 300,182 = 4,696$
(6月) $447,258 - 300,182 = 147,076$
(7月) $452,222 - 300,182 = 152,040$
(8月) $476,843 - 300,182 = 176,661$

(5月)+(6月)+(7月)+(8月) = $480,473 < 800,000$

→支給単価未満のため480,000(1万円未満切捨て)を支給

- ④ 令和4年8月1日以降に運営を開始した施設については、増加額を算定できないことから、応援金の支給対象外とする。

Q.24 月の途中から運営を開始した場合、その月の運営費はどのように算出すればよいか。

運営を開始した日とその月の初日以降で、操業日数が1か月に満たない場合は、運営費の日額を計算（円未満切捨て）し、その月の日数を掛けることで、1月分の運営費としてください。

【例】令和4年4月26日に運営開始した場合の4月の運営費

4月26日～4月30日の5日間の運営費合計 30,000円

$30,000 \text{円} \div 5 = 6,000 \text{円}$

$6,000 \text{円} \times 30 \text{日} = \underline{180,000 \text{円}}$

Q.24-1 物価高騰により増加している経費がある一方で、昨年度より利用者が減少したため食材費や資材費が大きく減少し、結果として運営費総額では前年度比減となり支給の対象とならない。利用者の減少分は考慮されないのか。

以下の対象施設に該当する場合は、利用者数の減少分を調整のうえ、運営費増加額を算定することができます。

また、運営費の減少に大きな影響を与える客観的な要因がある場合は、別途コールセンターへお問い合わせください。

1 対象施設

今年度の利用者数が減少しておりかつ、運営費増加額算定の結果、

①支給対象外となる施設

または、

②支給額が支給単価未満となる施設

2 応援金算出方法

前年度4～8月の運営費総額を今年度の利用者数で割り戻し、今年度4～8月の運営費総額との差額を算出し、差額が1万円以上の場合は所定の額を支給する。

【例】障がい福祉施設入所系

R3. 4～8月：延べ利用者数 1,000人 運営費総額 200万円

R4. 4～8月：延べ利用者数 800人 運営費総額 180万円

R3 運営費を調整 $200 \text{万円} \times 800 / 1000 = 160 \text{万円}$

$180 \text{万円} - 160 \text{万円} = 20 \text{万円} < 24 \text{万円 (支給単価)}$ 20万円を支給

※対象期間の延べ利用者数の確認が困難な場合は、特定の日（4月1日など）や特定の期間の利用者数をもとに算定するなど、施設の実情に応じてご判断ください。

Q.25 運営経費の比較方法が分かりづらいため直接相談したい。

下記、医療・福祉版応援金コールセンターで個別相談に応じていますのでお問い合わせください。

<電話番号> 089-907-0892

<受付時間> 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

Q.26 メール申請の際の宛先とする「責任者」、「担当者」とは誰か。

「責任者」とは当該業務における責任を負う役職員を指し、「担当者」とは本応援金の受給にあたっての事務を直接担当する者を指します。

Q.27 メール申請の際、責任者の個人アドレスではなく、施設（会社）の共用アドレス又は代表アドレスのみを Cc（又は To）に指定して送信してもよいか。

メール申請の内容が責任者本人にも共有されたことを確認する必要がありますので、共用アドレスや代表アドレスではなく、責任者個人宛てに送付されるアドレスを指定して送信してください。

責任者個人宛てのアドレスに同時に送信できない場合、メールでの申請はできません。郵送での申請をお願いします。

Q.28 メール申請にあたり、個人事業主のため責任者と業務担当者が同一となっているが、申請書に記載するアドレスは 1 つでよいか。また、その場合送信先はどうすればよいか。

個人事業主本人が当該業務の担当者となる場合、申請書の「責任者」欄と「担当者」欄にはそれぞれ個人事業主本人の情報を記入してください。

また、その場合は責任者宛ての Cc（又は To）による送信は必要ありません。

4. 申請書類について

Q.29 運営費増加額の実績比較のための証拠書類を提出する必要があるか。

提出の必要はありません。

ただし、運営費増加額を算定した計算メモ、電気代の領収書などの申請に係る証拠書類は、応援金の支給年度の翌年から起算して 5 年間保存しておいてください。必要が生じた場合、提出をお願いすることがあります。

Q.30 インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。

口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーや画像データを提出してください。

ただし、画像データを提出する場合は、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

Q.31 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを提出してもよいか。

差し支えありません。ただし、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

Q.32 申請後、一部施設の記載漏れや表記誤りなどの申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。

下記、医療・福祉版応援金コールセンターにお問い合わせください。

<電話番号> 089-907-0892

<受付時間> 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

5. その他

Q.33 医療・福祉版応援金全般に係る問い合わせ先は。

医療・福祉版応援金コールセンターにお問い合わせください。

<電話番号> 089-907-0892

<受付時間> 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

Q.34 申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。

個別の進捗をお答えすることはできません。申請内容に不備がある場合は、事務局から申請書に記載された連絡先にご連絡いたします。

Q.35 申請書類の提出先は県で良いか。

県は医療・福祉版応援金の事務（申請書の受付・審査・支給）を、外部へ委託しています。委託業者が指定する以下住所へ郵送してください。持参での提出は受け付けておりません。

<提出先住所> 〒790-0914

愛媛県松山市三町三丁目12-13

伊予鉄三町ビル2階

医療・福祉版応援金事務局 宛

なお、提出はメールでも受け付けています。メール提出の場合、担当者は「1.申請者情報」の『責任者』欄に記載したメールアドレスも宛先追加することが必須です。申請書の裏面【電子メール提出時の注意事項】を参照してください。

Q.36 申請書類は持参により提出できるか。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による受付はご遠慮いただいております。郵送又はメールによる申請をお願いします。

Q.37 同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町等）から受けている、又は受ける予定があるが、この応援金を受給することはできるか。

他団体からの同趣旨の給付金の受給（予定を含む）の有無に関わらず、本応援金を受給することが可能です。ただし、本応援金を受給した場合に他の給付金を受けられるか否かは、他の給付金の支給要件をご確認ください。

Q.38 本応援金の税金上の取り扱いは。課税対象となるか。

この応援金は、税務上、益金（個人事業主の場合は総収入金額）に算入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署にご確認ください。

Q.39 応援金の申請について、電話がかかってくることはあるのか。

あります。

申請書に不備があった場合、修正をお願いするために「医療・福祉版応援金」事務局より連絡をすることがあります。

事務局から問い合わせをする場合は

<電話番号> 089-907-0892

089-907-0893

の番号からになります。特殊詐欺にはご注意ください。